

# マリレジャー安全レポート

第七管区海上保安本部  
マリレジャー安全推進室  
TEL 093-321-2931  
E-mail:kyuunan7-j7vj2@kaiho.mlit.go.jp

第53号(平成21年12月)

## ライフジャケットを着用しましょう!

次の2件の事故は、時間帯・場所が略同じでありながら、ライフジャケットの着用が事故者の生死を分ける事案になりました。

11月25日午前7時27分頃、大分県佐伯市鶴見崎付近の磯場で釣り中の男性(67歳)が釣れた魚を取込み中に、磯場の青海苔で滑り海中転落しました。転落者は**救命胴衣を着用しており**、同行者が投げ込んだクーラーボックスに掴まって漂流していたところを20分後に付近で作業中であった漁船に**無事に救助され**、怪我はありませんでした。

11月28日午前7時50分頃、大分県佐伯市蒲戸崎付近の磯場で一人で釣り中の男性(57歳)が打ち寄せた波に巻き込まれ海中転落しました。転落を目撃した隣の磯場の釣客からの連絡で、20分後に付近にいた瀬渡し船に引揚げられて、病院に搬送されましたが、**死亡が確認されました**。転落者は**救命胴衣を着用していませんでした**。

### ～ 事故からの教訓 ～

マリレジャー(釣り)を楽しむときは、

ライフジャケットは常時、正しく着用するようにしましょう。

防水携帯電話や防水パックに入れた携帯電話等の連絡手段を確保しましょう。

釣り場は、海草などで滑りやすくなっているため、周囲の環境に注意しましょう。

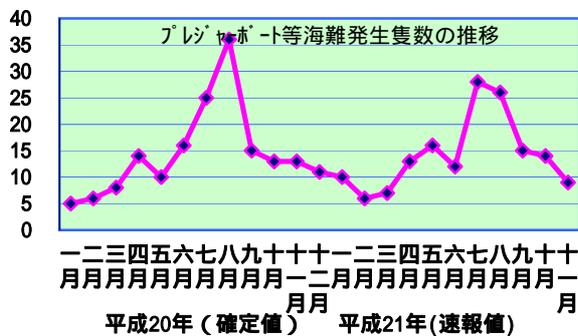
家族などに、行き先や行動予定を伝えてから、釣りに出掛けましょう。

釣りに出掛けるときは、万一来るに備え、単独行動は避けましょう。

万一来るに備え、服装は、赤や黄色等の目立つ服装を心がけましょう。



平成21年11月	プレジャーボート等	海難発生隻数
合計	9隻	
衝突	4	
乗揚	2	
転覆	0	
浸水	0	
推進器障害	1	
舵障害	0	
機関故障	0	
火災	0	
爆発	0	
行方不明	0	
運航阻害	2	
安全阻害	0	
その他	0	



## 釣り愛好者安全指導期間 (H21.12/10 ~ H22.1/11)

第七管区海上保安本部マリレジャー安全推進室では、磯釣りが活発となる冬季において、磯釣りレジャーに伴う事故の多発が懸念されることから、この種事故の未然防止及び死者・行方不明者の減少を図るため、磯釣り公園、沖防波堤、磯場等のレジャースポット及び釣具店等を巡回訪問し、釣り愛好者等に対する事故防止に努めることとしています。

平成20年の、七本部管内での釣り中の**事故者数は35人(前年比1人増)**で、これに伴う**死者・行方不明者は17人(前年比6人増)**でした。このうち12月の**事故者数は8人(前年比6人増)**で、**死者・行方不明者は4人(前年比3人増)**であり、月別では事故者数、死者・行方不明者数ともに最多でした。

また、事故者の**ライフジャケット着用率は23%**で、**着用者の生存率は75%**、**非着用者の生存率は37%**でした。

### 重点指導事項

- ・ライフジャケットの常時着用
- ・相互の安全確認



# 私たちをご存知ですか!?

お楽しみのところお邪魔致します。  
**私達は  
 海上安全指導員です**



海上安全指導員とは、(社)九州北部小型船安全協会に所属している各地区小型船安全協会の会員や、パーソナルウォータークラフト安全協会の会員が、第七管区海上保安本部長の指定を受け、マリレジャーの健全な発展を目指し、モーターボート、ヨット、遊漁船などの小型船舶に対し、安全思想の普及、海難の未然防止、マナーの向上などに関する指導活動を行っています。

海上安全指導員は、腕章を着用し、海上安全指導員手帳を携帯しています。また、海上安全指導員が乗船している安全パトロール艇はパトロール旗を掲げています。

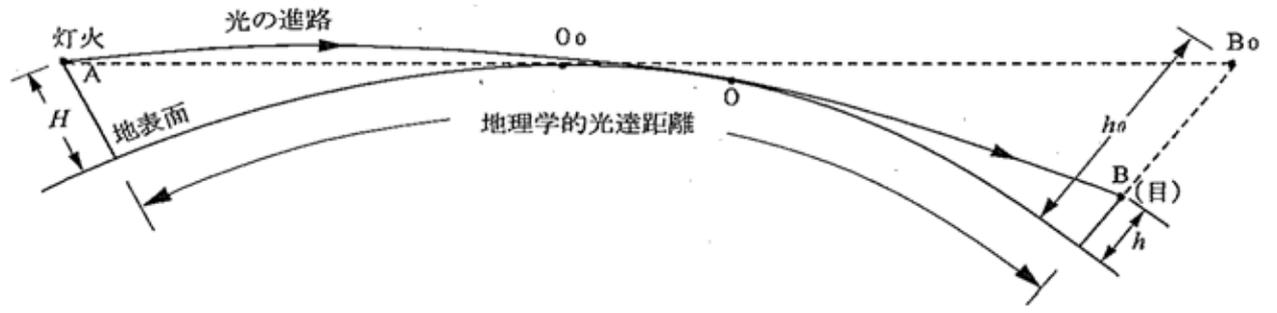
洋上やマリーナ等において、海難防止のため頑張っている私たち海上安全指導員にご協力をお願いします。

**海の相談室だより** (七管本部海洋情報部)

## 光達距離と眼の高さ

光達距離とは操船者が灯光を視認することができる最大距離のことで、単位は海里(M)で表され、灯台の光達距離は、海図や灯台表で、Mと載っています。さて、灯台などの光が見えなくなる要因は、

- (1) 地球が丸いため、地表面(水面)により遮られるため
  - (2) 光が発散や大気中の吸収、散乱により減退するため
- などですが、点滅などによる見え方も影響します。



ある灯火(A)からの光が、船の上から見えたとします。光が直進すると考えると、灯火の位置から地表に引いた接線の接する点Ooより遠方には届かないことになります。ところが、実際は光が進む間に屈折してO点で視認することが出来ます。また、操船者の位置(眼の高さ)が図のように高ければ一層遠くのB点から灯火を視認することが出来ます。

(1)の理由で制限される距離を「地理学的光達距離」といい、これを計算式にすると  
**地理学的光達距離 = 2.083 ( H + h )**  
 灯火の高さ(H) 25m、目の高さ(h) 4mとすると 2.083 ( 25 + 4 )  
 = 2.083 × 7.15 海里(M)  
 小型のプレジャーボートやヨット(高さ1m)から見える水平線までの距離は、約2海里(約4km)、波打ち際に立って(高さ1.5m)水平線を見るときは約2.6海里(約5km)になります。

クイズ：大航海時代の話として、マストのトップに登って見張りをするのは、より遠くを、より早く見つけるためですが、富士山に登って初日の出を見れば、同じ地点の地上標高0mより、何分早く見えるでしょうか？

ヒントは、海の情報交差点 (<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN7/top.htm>)、  
**「初日の出」情報**